

再犯防止キャラバン

～立ち直りをみんなで支える明るい社会に向けて～

平成27年3月16日 法務省

1 犯罪が繰り返される現状

出所者の5人に1人が2年以内に再び刑務所へ ➤ 刑務所に収容される者の半数以上が再入者

70%以上

刑務所へ戻ってきた者のうち、
再犯時に無職だった者の割合

仕事の有無で再犯率に4倍の差

60%以上

受刑者に占める最終学歴が
高校卒業未満の者の割合

基礎的な学力が不足している者が多数

6,400人

適当な帰る場所がないまま、
刑期を終えて社会に戻る受刑者

3人に1人が2年以内に再び刑務所へ

犯罪や非行からの立ち直りを支える地域の力が低下しかねない状況

80.1%

60歳以上の保護司の割合

年々、高齢化が進行。

H26. 4. 1

1,000人

最近5年間で減少した保護司

保護司の活動がより難しく。

H21. 4. 1～H26. 4. 1

472社

実際に出所者を雇用した企業

協力雇用主登録企業は増加傾向
(12,000社以上)だが、実雇用は少ない

2 再犯防止に関する宣言「犯罪に戻らない・戻さない」(平成26年12月・犯罪対策閣僚会議決定)

犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、
再び受け入れる(RE-ENTRY)ことが自然にできる社会にする

- 1 出所者等を雇用している企業の数をも3倍(500社 → 1,500社)に
- 2 帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少

国の取組方針



社会と
つながる

社会とのつながりを持ちながら
指導や支援を行う体制づくり



刑務所・少年院での雇用ニーズに合った職業訓練・指導



支援が
つながる

切れ目ない指導・支援を行う
国と地方の協力体制づくり

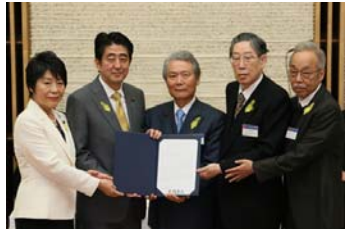


地域生活定着支援センターとの打合せ



社会に
ひろがる

立ち直りを支えるボランティアや
企業等が活動しやすい環境づくり



再犯防止対策への理解を求める総理メッセージを受け取る各団体の代表



企業が出所者等を安心・継続的に雇用するためのサポート体制

3 御協力をお願いしたいこと①

薬物依存のある保護観察対象者とその家族への継続的なプログラムの実施の御協力を

薬物依存者が抱える問題性

薬物依存以外にも様々な問題を抱えている

住居不定 貧困 不良交友 など

高い再犯率

薬物事犯で検挙された者の3人に2人が薬物再犯者

受刑者の4人に1人が薬物事犯者


薬物依存からの回復・社会復帰には、刑務所・保護観察所等での指導・支援に加えて、国の支援終了後も、医療等関係機関において、継続的な指導・支援を受けることができる体制が必要。

支援の現状

刑務所・保護観察所における指導・支援

刑務所 薬物依存離脱指導

刑事施設76庁で、6,741名に実施



保護観察所 薬物処遇プログラム

保護観察所50庁で、1,367名に実施
簡易薬物検出検査
3,308名に延べ8,712回実施
(平成25年の実施人員)

さらに 平成28年中からは、刑の一部の執行猶予制度により、社会で処遇を受ける薬物事犯者が増加

支援を受けられる機会が限られる → 支援が終了

社会 ごく一部の機関でのみ実施

※ 北九州市精神保健福祉センター等

薬物依存症からの治療回復プログラム(認知行動療法に基づくもの)を実施している機関

医療機関・・・全国25か所程度
精神保健福祉センター・・・11か所 (H26. 1)

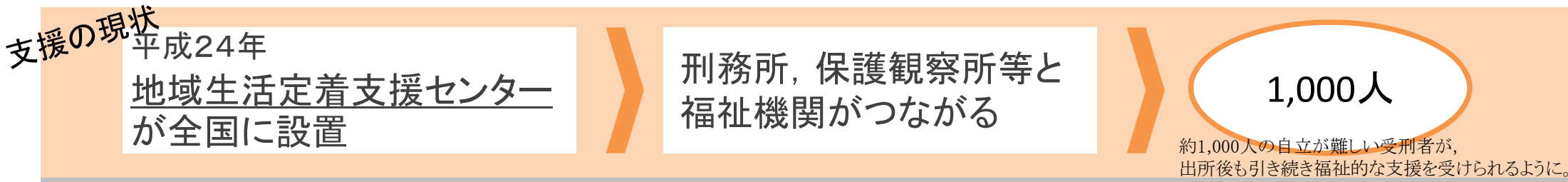
薬物等使用歴のある保護観察対象者
年間7,205人(うち、福岡県655人:全国3位) (H25)

増加の可能性

- お願い
- ① 都道府県や市町村が運営する医療機関等における、薬物依存者本人及び家族向け回復プログラムの実施。
 - ② 薬物依存からの回復に取り組む国・地方の関係機関との連携強化。

4 御協力をお願いしたいこと②

自立が難しい出所者等に対する支援(特別調整)への引き続きの御協力を



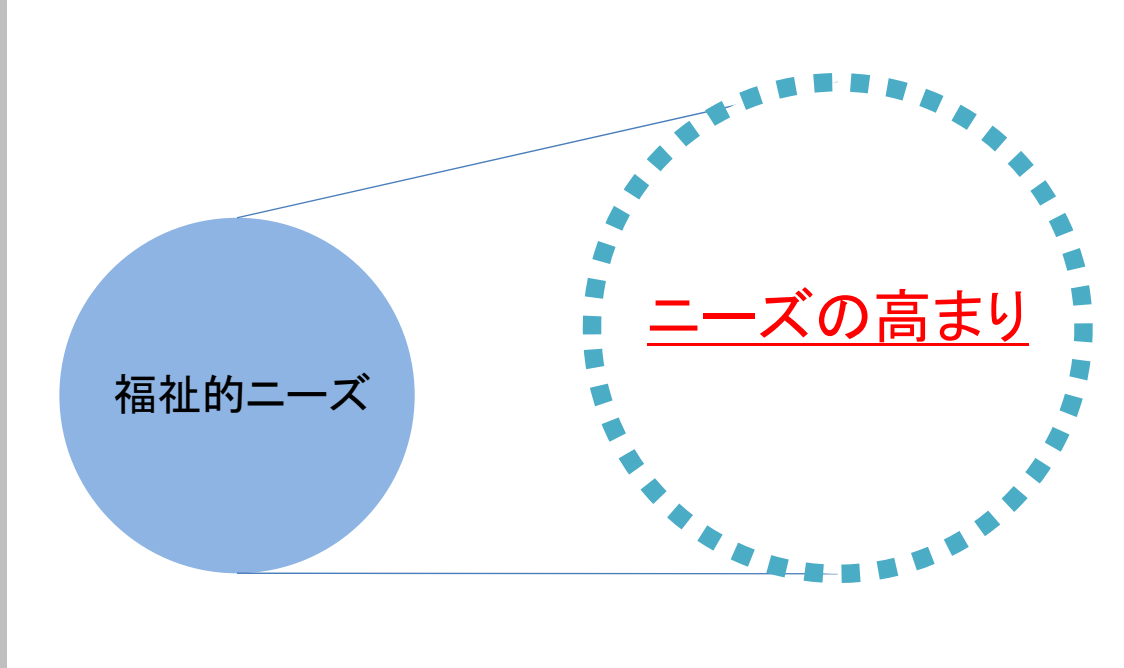
高年齢・障害のために自立が難しい受刑者の増加が予想される中、地域生活定着支援センターに対する期待は高まる一方。

潜在的対象者
2,000人

高年齢・障害のために
自立が難しい受刑者

60歳以上の
受刑者
1万人

受刑者の高齢化が進行
11.0%(H15)→18.2%(H25)



お願い 福祉的な支援を必要とする者が、出所後も支援を受けられるよう、引き続きの御協力。
支援の前提となる療育手帳, 障害者手帳等の取得申請手続への御協力。

5 御協力をお願いしたいこと③

関係者がつながり、支える地域の青少年健全育成について



非行のある少年の立ち直りを支え、被害を受けた少年の声を見逃さないため、まずは、関係者がつながり、協力し合える関係が必要

顔が見える関係づくり

施設見学，協議会等様々な機会を通じて、関係機関相互の取組等について情報共有。

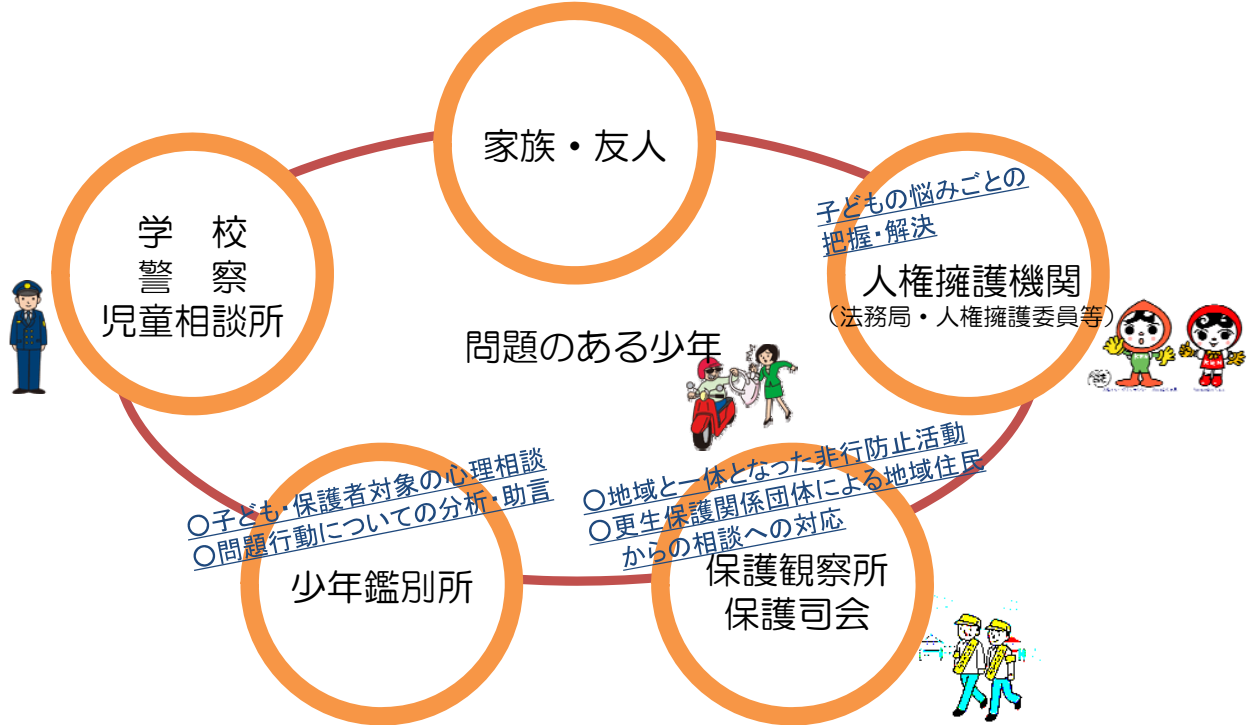
互いに相談・援助し合える関係

問題があれば、関係機関相互に相談・援助し合える関係づくり

相互に連携した対応

相互に情報を共有しながら、問題に対応

関係者がつながり支えるイメージ



法務省ではこんなことをやっています。

少年鑑別所・保護観察所では、地域の青少年の健全育成に携わる機関との関係を強め、これまで以上に、必要な支援や非行の防止に取り組みます。

ぜひ、少年鑑別所へ御相談ください

少年鑑別所では、問題行動の原因等について、心理学等専門的な見地からの分析・助言等を行います。



法務省の人権擁護機関が実施するSOSミニレター

子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に対処します。

6 御協力をお願いしたいこと④

保護司，協力雇用主等社会で立ち直りを支える人々が活動しやすい環境づくりへの御協力を

保護司制度を取り巻く課題

- 高齢化
- 事案複雑化
- 人間関係の希薄化 など

福岡県内の保護司の数 (H26. 4)

定員	2,157名
現員	1,942名
充足率	90.0%
⇔ 全国平均 91.8%	

更生保護サポートセンター(地域における保護司活動の拠点)の整備，保護司活動への一層の御理解・御協力を

協力雇用主を取り巻く課題

- 雇用に伴う不安や負担
- 職場の理解
- 社会の理解 など

福岡県内の協力雇用主の数 (H26. 4. 1)

実雇用企業数の伸び悩み	377社
雇用への高いハードル	雇用実績 387名 (全国1位)

企業に対する支援の現状



入札参加資格における優遇措置

総合評価落札方式における優遇措置

協力雇用主として登録している場合又は協力雇用主として保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合に，社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。

14の都府県で実施
38の市区で実施

保護観察対象者の雇用

保護観察対象者を非常勤職員として6月間雇用するもの。

4の都府県で実施
20の市区で実施